

入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5年 1月31日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 渡辺 学

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号27

1 工事概要

(1) 品目分類番号41

(2) 工事名 米原バイパス矢倉川高架橋 (P 5  
-A 2) 鋼上部工事

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(3) 工事場所 (自) 滋賀県米原市入江地先

(至) 滋賀県彦根市松原町地先

(4) 工事内容 工事延長 L= 164.3m 鋼2径  
間連続合成箱桁橋 L= 146.3m (最大支間長  
L= 74.05m)、桁製作工 710.9 t、鋼橋架設

工 374.4 t、橋梁現場塗装工 1 式、床版工 1 式、橋梁付属物工 1 式、鋼橋足場等設置工 1 式、仮設工 1 式

- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和 7 年 5 月 2 日まで。
- (6) 使用する主要な資機材  
鋼材 841.9 t、ゴム支承 10 個
- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Const-  
ruction に基づき、新技術活用促進のため、発注者が提示する新技術のうち、原則 1 技術

以上の新技術活用を図る工事である。

- (9) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (10) 本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (11) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (12) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいもの

は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(13) 総価契約単価合意方式の適用

1) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

2) 本方式の実施方式としては、

イ) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選

択した場合において、上記 1) の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

3) 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

4) その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(14) 本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の

一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

- (15) 本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算し、見積り価格の算出に係る、当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。なお、契約締結後において、率計上の対象工種については、協議を行い、変更対応を行うものである。
- (16) 本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の週休2日化を促進する試行工事（土日閉所指定型）である。
- (17) 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保

等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

- (18) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事である。
- (19) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
- (20) 本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (21) 発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取り扱いについて、留意すること。
- (22) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (23) 本工事は、令和5年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とする

ものであり、予算成立の事情により本工事の入札期限・開札日時を変更する場合や取り止める場合がある。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第 165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 近畿地方整備局における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記



(2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

- (4) 単体有資格業者及び経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）のすべての構成員は、平成19年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記（ア）から（ウ）までは、同一工事の施工実績であること。

- （ア）道路橋（A活荷重又は TL-20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除

く。)の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

(イ) 橋梁形式が鈹桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。

ただし、鋼床版鈹桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

(ウ) 最大支間長が55m以上の工事。

同種工事の実績が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請

書及び資料の提出期限までに完成し、引渡し  
が完了していない場合においても実績として  
認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以  
降、新たな理由により工期を延期した場合、  
工事の完成、引渡しの完了まで実績として認  
めない。

- (5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術  
者（以下「配置予定技術者」という。）を当  
該工事の現地での架設据付期間に専任で配置  
できること。

なお、製作現場（工場）の配置予定技術者  
と架設据付現場の配置予定技術者が同一でな  
い場合はそれぞれが次の基準を満たすこと。

ただし、製作現場（工場）の配置予定技術  
者は下記（b）の同種工事の経験は必要とし  
ない。

- (a) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管  
理技士又はこれと同等以上の資格を有する

者であること。

- (b) 平成19年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記 (4) (ア) から (ウ) までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、上記 (4) (ア) から (ウ) までは、同一工事の経験を有すること。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以

下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事(いずれも港湾空港関係を除く。)のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めな

い。

- (c) 配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (d) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。
- (e) 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、

「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年 5月31日付け国土建第 119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第 358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常JVにあつては、構成員のうちの1社が上記（a）から（e）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準

を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

- (6) 本工事に経常JVとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。



- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。
- (11) 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（DVD-R等）を下記4（2）（b）に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3 総合評価に関する事項

- (1) 入札に関する事項
  - 1) 「工事目的物の性能・機能の向上に関する

る事項」及び「生産性向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(a) 鋼箱桁橋の現場継手部における長期耐久性確保のための施工上の工夫とその効果

(b) 鋼箱桁橋の現場施工時における情報通信技術（ICT）の活用による生産性向上に関する工夫とその効果

2) 「賃上げ評価」

従業員への賃金引き上げ計画を表明した企業等について評価する。

3) 「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

(ア) 施工体制確保の確実性

(イ) 品質確保の実効性

4) 総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価に

よる加算点の合計を入札価格で除した数値  
(以下「評価値」という。)の最も高い者  
を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内  
であること。

(イ) 上記 1) から 3) までの内容が適正  
であること。

(ウ) 評価値が標準点を予定価格で除した数  
値を下回らないこと。

(2) 提案について

(a) 入札説明書に記載された要求要件を実現  
できると認められる場合には、標準点とし  
て100点を与えるものとし、指定テーマに  
ついての評価の配点は60とし、得点(素点  
)の合計点を技術評価点とする。

(b) 「賃上げ評価」については、賃上げの実  
施を表明すれば4点を与える。

(c) 施工体制については、「施工体制確保の  
確実性」及び「品質確保の実効性」につい

て3段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／5／0点の加算点を与えるものとする。

(3) 上記 (1) において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局 〒540-8586 大阪府大阪市中央区  
大手前3-1-41 大手前合同庁舎8階  
近畿地方整備局 総務部 契約課 契約第二  
係 今井 靖也 電話06-6942-1141 (代)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中

、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和 5年 1月31日から令和 5年 5月22日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時00分から午後 5時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、下記（a）から（c）によるものとし、電子記録媒体（DVD-R 等）を下記（b）に持参することにより電子データにて交付するので、下記（b）にあらかじめ申し出ること。

(a) 交付期間：令和 5年 1月31日から令和 5年 5月22日までの休日を除く毎日、午前 9 時15分から午後 5時00分まで。

(b) 申込先及び交付場所：〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 8 階 近畿地方整備局 総務部 契約

課 電話06-6942-1141 (代)

- (c) 交付申込期限：令和 5年 5月22日正午まで。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法
- (a) 提出期間：令和 5年 2月 1日から令和 5年 2月24日までの休日を除く毎日、午前 9時15分から午後 4時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
- (b) 提出先：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 1階  
近畿地方整備局 契約情報コーナー  
電話 06-6942-1141 (代) 内線2850
- (c) 提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。
- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法  
令和 5年 4月 3日から令和 5年 5月22日ま

での休日を除く毎日、午前 9時15分から午後 4時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。

ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、令和 5年 5月10日午後 4時30分までとする。）。

〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 8階 近畿地方整備局 総務部 契約課 電話06-6942-1141（代）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(a) 電子入札システムによる入札の締切は、

令和 5年 5月22日正午。

(b) 書面により持参する場合は、令和 5年 5月22日正午までに近畿地方整備局 総務部 契約課に提出すること。

(c) 郵送による入札書の受領期限は、令和 5年 5月22日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局 総務部 契約課）。

(d) 開札は、令和 5年 5月25日午前11時00分 近畿地方整備局 総務部 契約課 入札室にて行う。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(a) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 近畿地方整備局）を



もって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- (b) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁 近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

上記3 (1) 4) に定める評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約締結後のV E提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図

書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定技術者の確認

落札決定後、工事实績情報システム（コリズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(7) 当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

(8) 手続における交渉の有無 無。

(9) 契約書作成の要否 要。

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契

約により締結する予定の有無 無。

(11) 技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。

(12) 技術提案の採否等

技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。

(13) 関連情報入手のための照会窓口

上記 4 (1) に同じ。

(14) 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記 4 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する

公示」（令和 4年10月 3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常JVである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局 総務部 契約課 調査係（〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 8階 電話06-6942-1141（代））においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(15) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: WATANABE Manabu D-

Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract:work of the superstructure of steel area of Yakuragawa viaduct(P5-A2) in Maibara BP
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system:12:00 P.M. (noon) 24 February 2023
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12:00 P.M. (noon) 22 May 2023 (tenders brought along 12:00 P.M. (noon) 22 May 2023 or tenders submitted by mail 12:00 P.M. (noon) 22 May 2023)

(6) Contact point for tender documentation  
: IMAI Yasunari the second subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3-1-41, Otemae TyuouWard, Osaka-city, 540-8586, Japan TEL 06-6942-1141